





【図 1-13 淀川水系の水利用】

注) 2009 年 3 月末現在の図である。

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 HP「淀川の水利用」より作成

## (2) 流況

淀川水系は琵琶湖を主な水源とし、また木津川や桂川などの合流もあることから比較的流量は安定している。

各河川の基準点における流況は次のとおりである（表 1-5）。

【表 1-5 各河川の流量】

[illegible]

※最大流量：1年を通じて最大の流量【上表の数字は統計期間内の最大流量】

豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量【上表の数字は各年の豊水流量の平均】

平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量【上表の数字は各年の平水流量の平均】

低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量【上表の数字は各年の低水流量の平均】

排水流量：1年を通じて270日はこれを下らない流量【上表の数字は各年の排水流量の平均】  
 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量【上表の数字は各年の渇水流量の平均】

最小流量：1年を通じて最小の流量【上表の数字は統計期間内の最小流量の最小】

年平均流量：日平均流量の1年の総計を当年日数で除した流量【上表の数字は各年の年平均の平

年総量： 日流量の1年の総計に、1日の秒数を乗じた値【上表の数

国土交通省河川局「水文水質データベース」より作成

## (3) 治水

一般に、淀川下流が洪水になるときは、琵琶湖においても洪水になることが多い。このため琵琶湖からの放流量の調節は、上流域と下流域の住民の対立を解消する上での重要な課題であった。

琵琶湖唯一の流出河川である瀬田川の流下能力を増大させることは、琵琶湖での洪水を防止する最も基本的な方法である。江戸時代には幕府によって瀬田川の浚渫工事が実施されているが、その後、明治時代の「淀川改良工事」、昭和の「淀川改修基本計画」や「淀川水系工事実施基本計画」に基づく治水事業など、淀川水系における主要な治水事業において、瀬田川の浚渫による流下能力の増大は必ず中心課題となった。

瀬田川の流下能力の増大と洗堰の設置により琵琶湖の水位を調節することが可能となり、洪水期の前にあらかじめ琵琶湖の水位を低下させておくことができるようになった。明治の淀川改良工事以降、琵琶湖の水位は低下してきており、湖岸の治水に効果をもたらしている。

さらに、昭和40年代には、湖岸の治水がさらに重視されるようになり、「琵琶湖総合開発計画」において、湖岸堤の築造、内水排除施設の整備、流入河川の改修などを含めた総合的な治水事業がなされた。その後、平成19年8月に「淀川水系河川整備基本方針」が策定され、基本高水のピーク流量設定にあたっての配慮事項や河川の適正な利用・河川環境の整備と保全等に関する基本的な方針が示された。またそれをもとに河川整備計画の策定作業が行われ、平成21年3月31日に「淀川水系河川整備計画」が策定された。以降、河川整備計画に位置付けた整備が大幅に進捗してきた一方、豪雨が頻繁に発生していることから、令和3年8月6日に「淀川水系河川整備計画（変更）」が策定され、さらなる河川整備を進めていくこととされた。

## (4) 水利用

流域全体の水利権は、令和5年3月末現在約992 m<sup>3</sup>/秒である。内訳は発電用水が約65%、水道用水が約8%、工業用水が約2%、農業用水が約22%、その他が約3%で、水道用水・工業用水の水利権のうち淀川下流部が約7割と大半を占めている（表1-6）。

【表1-6 琵琶湖・淀川流域の水利権】

(単位: m<sup>3</sup>/秒)

|         | 都市用水 |      | 農業用水  | 発電用水  | その他   | 計     |
|---------|------|------|-------|-------|-------|-------|
|         | 水道用水 | 工業用水 |       |       |       |       |
| 琵琶湖     | 6.8  | 4.0  | 169.0 | 53.4  | 7.48  | 240.7 |
| 琵琶湖疎水   | 7.5  | 0.0  | 0.9   | 0.0   | 15.30 | 23.7  |
| 淀川(瀬田川) | 0.0  | 0.0  | 1.5   | 66.8  | 0.23  | 68.6  |
| 淀川(宇治川) | 1.4  | 1.6  | 3.6   | 435.0 | 0.03  | 441.6 |
| 木津川     | 5.5  | 0.1  | 23.4  | 69.5  | 0.01  | 98.5  |
| 桂川      | 0.6  | 0.1  | 16.8  | 18.9  | 0.53  | 37.1  |
| 淀川      | 59.3 | 16.5 | 0.0   | 0.0   | 1.64  | 77.5  |
| 猪名川     | 2.9  | 0.1  | 1.4   | 0.0   | 0.06  | 4.4   |
| 流域合計    | 84.1 | 22.4 | 216.7 | 643.6 | 25.3  | 992.1 |

上記は国土交通省近畿地方整備局水利権許可資料（令和5年3月末現在）に基づき、独自に分類・集約した。

注：取水許可を受けた目的に影響のない範囲の従属発電等の2次利用の水量は含まない。

合計値は四捨五入の関係で合致しない場合がある。

琵琶湖は、琵琶湖及びその流入河川を含む。

瀬田川、宇治川通称で河川法では淀川であるが、表において区分した。

淀川（瀬田川）は、瀬田川区間及びその流入河川を含む。

淀川（宇治川）は、宇治川区間及びその流入河川を含む。

木津川は、木津川及びその流入河川を含む。

淀川は淀川、旧淀川及びそれらの流入河川を含む。

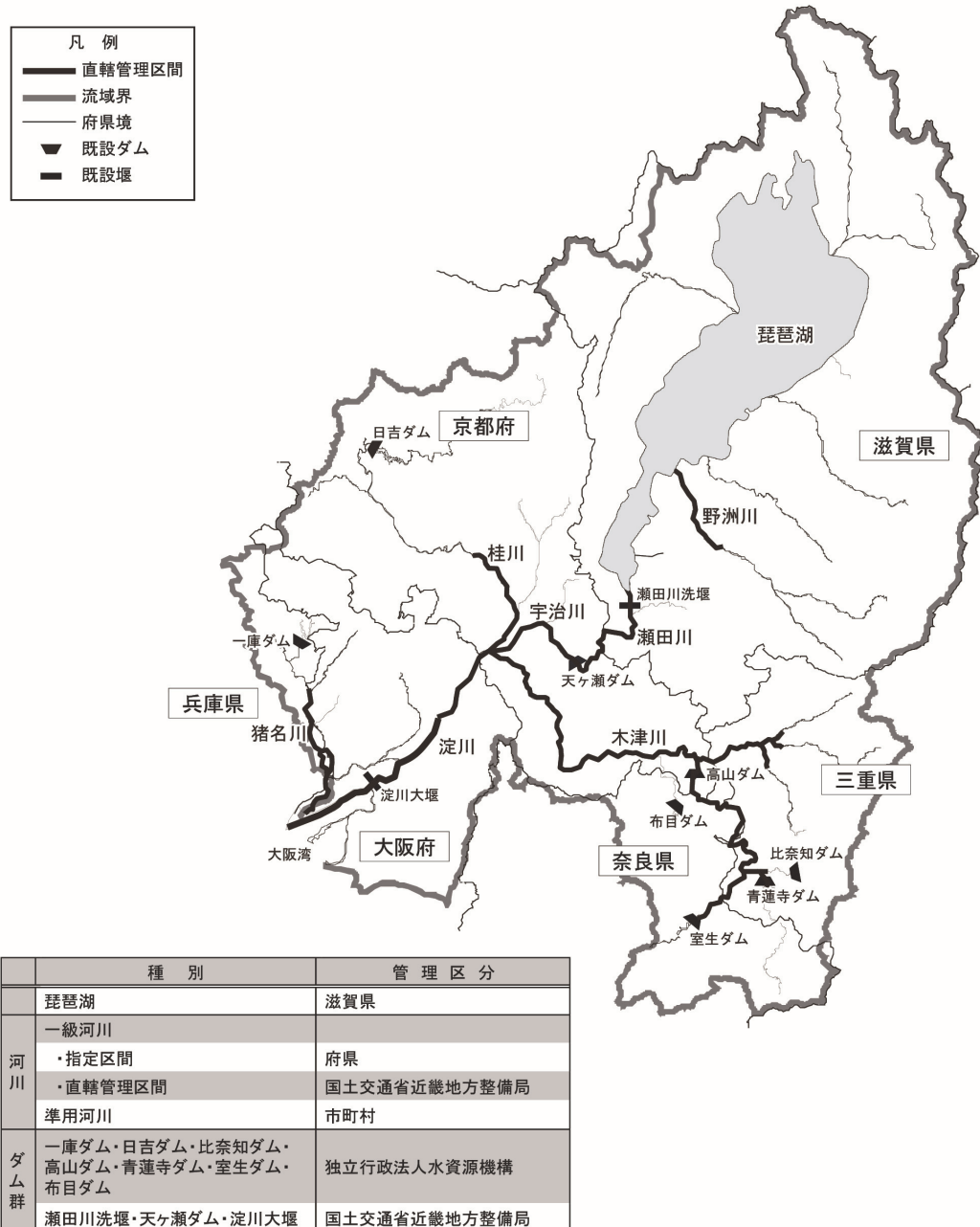
猪名川は、猪名川、神崎川及びそれらの流入河川を含む。

## (5) 水管理

淀川水系は一級水系であり、これを構成する一級河川のうち、府県が管理する指定区間が設定されており、それ以外は直轄管理区間とよばれ国土交通省が管理している。また、その他の準用河川については市町村が管理している（図1-14）。

琵琶湖の水位や下流の淀川の水量を適切に維持するためには、ダム・堰等を相互に連携させた統合管理が重要となる。このため当流域では、各観測施設から送られてくる気象・水象等のデータを用いて作成した操作計画に基づき、各ダム・堰の操作を行っている。

このようなダム群の統合操作は、近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所の管理のもとで、水資源機構木津川ダム総合管理所をはじめとする各ダム管理所において実施されている。



【図1-14 淀川水系の管理区分】

国土交通省近畿地方整備局「淀川水系河川整備計画」より作成